

労働徳島



No.120

発行 徳島県商工労働観光部労働雇用戦略課 〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
TEL 088-621-2346 FAX 088-621-2852 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/>

令和4年12月5日発行

はぐくみ支援企業表彰企業の募集を開始しました！

徳島県はぐくみ支援企業認証制度とは

次世代育成支援の一環として、子どもを産み育てながら働き続けることができる「子育てに優しい職場環境づくり」に積極的に取り組まれている企業等を、徳島県が「はぐくみ支援企業」として認証する制度です。

令和4年度はぐくみ支援企業表彰企業の募集について

県では、企業における次世代育成支援への取組の促進を図るため、「はぐくみ支援企業」として認証された企業の中から、子育てに優しい職場環境づくりに積極的に、かつ他の模範となる優れた取組を実施している企業を、平成18年度（2006年）から毎年度、徳島県知事より表彰を行っています。

今年度は、例年実施している表彰に加え、新たに「テレワークdeはぐくみ支援表彰」を実施します。

表彰基準や応募書類など、詳細は県ホームページを御確認ください。皆様の御応募をお待ちしております。

令和4年度はぐくみ支援企業表彰企業の募集について

https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/rodo_kankei/7211029/



過去の受賞企業の取組は、
こちらで御紹介しています



応募方法

次の書類を県労働雇用戦略課まで御提出ください。郵送、持参、電子メールいずれでも結構です。

- はぐくみ支援企業表彰申込書
- 「一般事業主行動計画策定・変更届」の写し（労働局の受理印のあるもの）
- その他取組内容や実績が確認できる書類

申込書の様式は、県のホームページからダウンロードできます。

※「テレワークdeはぐくみ支援表彰」への応募の際は、「はぐくみ支援企業表彰申込書」に、「テレワークを活用した職場環境づくり」について、一般事業主行動計画に定めた目標や取組内容、実績が確認できる書類・規程の写し等を添付してください。

▼ 御応募・お問い合わせ先 ▼

〒770-8570 徳島市万代町1-1
徳島県商工労働観光部 労働雇用戦略課 働き方改革担当
TEL：088-621-2345 FAX：088-621-2852
MAIL：roudoukoyousenryakuka@pref.tokushima.jp



CONTENTS ▶▶

はぐくみ支援表彰企業の募集を開始しました！	1	女性の活躍に関する「情報公表」について（2）	5
はぐくみ支援実践セミナーを開催します ほか	2	業務改善助成金のご案内	6
共同労働シンポジウムin四国を開催しました！ ほか	3	多様な就労機会創出支援事業について	7
女性の活躍に関する「情報公表」について（1）	4	徳島県の最低賃金	8

INFORMATION

はぐくみ支援実践セミナーを開催します

「これからの時代の働き方」～仕事と家庭の両立を目指して～

破綻会社の再建やさまざまな事業改革を行った（元）東レ・佐々木常夫氏による基調講演を行います。感染症対策と経済対策の新しい生活様式に即した働き方が求められる中、仕事と家庭の両立に向けた貴社の働き方改革の取組に、ぜひお役立てください。

- 日時 令和5年1月23日（月）13:30～15:30
場所 オンライン(Zoomウェビナー)
対象 事業主・人事労務担当者・自治体関係者・勤労者・求職者・一般



基調講演
株式会社佐々木常夫マネージメント・リサーチ
代表 佐々木 常夫氏

佐々木常夫氏 プロフィール
2001年 東レ同期トップで取締役となり、2003年より東レ経営研究所社長となる。
2010年 (株)佐々木常夫マネージメント・リサーチ代表。
何度かの事業改革の実行や3代の社長に仕えた経験から独特の経営観をもち、
現在経営育成のプログラムの講師などを勤める。
社外業務としては内閣府の男女共同参画会議議員、大阪大学客員教授などの公職歴任。

お申込み・お問合せ先

〒770-0942 徳島市昭和町3丁目35-1 (わーくぴあ徳島2階) TEL: 088-625-8387
公益社団法人徳島県労働者福祉協議会 FAX: 088-625-5113

できるところからスマートワーク！
～テレワークセンター徳島が支援します！～



テレワーク導入無料出張セミナー

徳島の中小企業が進めやすいテレワーク導入のノウハウをお伝えします。訪問またはオンラインで実施します。

- 「テレワークのはじめ方」
「テレワーク業務の切り出し・可視化」
「制度・ルール整備とマネジメントの要点」など

お申込み・お問い合わせ
はこちらから▶



業務棚卸シート(サンプル)

Table showing a sample of a business inventory sheet with columns for department, position, and various attributes. Red boxes highlight specific areas like 'Basic business selection' and 'Current environment teleworkability check'.

新しい働き方ソリューションセミナー (オンライン開催)

いま知っておきたいソリューション丸わかり！

- 2022年
・自社製品のセールス動画作成とYouTube公開まで(12/9)
・WEB会議やビジネスチャットを効果的に活用(12/16)
2023年
・電子契約・電子印鑑システムを短期導入する(2/17・3/10)

お申込み・詳細
はこちらから▶



INFORMATION

協同労働シンポジウムin四国を開催しました！

令和4年10月22日（土）、同年10月1日から労働者協同組合法が施行されたことを契機に、協同労働をより身近に感じていただくため、シンポジウムを開催しました。



- 場 所 徳島グランヴィリオホテル
- 内 容
 - 基調講演 「協同労働と労働者協同組合法」
 - 記念対談「四国での協同の広がり」と協同労働の可能性」
 - トークセッション

労働者協同組合法について
詳しくはこちら



特設サイト「知りたい！労働者協同組合法」

INFO

労働委員会委員による 「出前講座」募集中

労働委員会では、労働法の基礎知識（ワークルール）を身につけ、労使トラブルを未然に防ぐため、高校生や大学生、専修学校生等を対象として、当委員会の委員による出前講座を無料で実施しています。

また、より良い労使関係の構築に役立てていただくため、使用者（経営者）向けの出前講座も無料で実施しています。

出前講座を希望される企業・団体等がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

労働委員会事務局（電話088-621-3231）

INFO

労働委員会委員による 労働相談

公益委員（弁護士など）、労働者委員（労働団体役員など）、使用者委員（会社経営者など）の3人の委員が、面談で相談に応じます。相談は無料で秘密は厳守します。

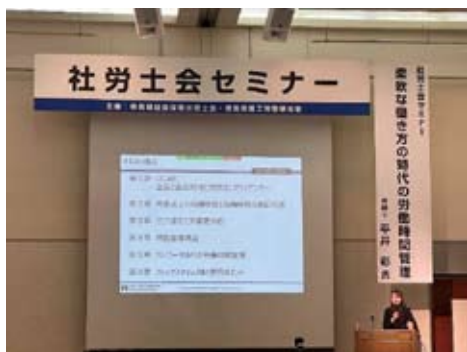
- ・原則毎週木曜日
- ・午後2時～午後4時
- ・電話088-621-3234
- （事前予約制）

※受付は相談日前日の午後3時まで



令和4年度 社労士会セミナーを開催しました！

令和4年10月28日（金）、徳島県と徳島県社会保険労務士会の共同開催により、社労士会セミナーを開催し、多くの方にご参加をいただきました。



- 場 所 徳島グランヴィリオホテル
 - 内 容
 - 「柔軟な働き方の時代の労働時間管理」
 - 講師 弁護士 平井彩
- ※徳島働き方改革推進支援センター個別相談会を同日開催。

令和5年4月から中小企業に施行
月60時間を超える時間外労働の
割増賃金率引き上げについて
詳しくはこちら



厚生労働省パンフレット

INFORMATION

厚生労働省からのお知らせ

事業主の皆さまへ

2022 (令和4) 年7月8日施行

女性活躍推進法に関する制度改正のお知らせ
女性の活躍に関する「情報公表」が変わります

厚生労働省令を改正し、女性の活躍に関する情報公表項目を追加します。事業主の皆さまは、下記の改正内容をご覧の上、ご準備をお願いいたします。

今年7月8日の施行に伴い、初回「男女賃金の差異」の情報公表は、施行後に最初に終了する事業年度の実績を、その次の事業年度の開始後おおむね3か月以内に公表していただきます。

労働者が301人以上の事業主の皆さま

以下のA~Cの3項目の情報を公表する必要があります。

- 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
A : 以下の8項目から1項目選択 + B : ⑨男女の賃金の差異 (必須) *新設
- 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
C : 以下の7項目から1項目選択

常時雇用する労働者が101人以上300人以下の事業主は、下記16項目から任意の1項目以上の情報公表が必要です。

各区分の情報公表項目

<p>「女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供」</p> <p>以下の①~⑧の8項目から1項目選択 + ⑨の項目 (必須) *新設</p>	<p>「職業生活と家庭生活との両立」</p> <p>以下の7項目から1項目選択 ※従来どおり</p>
<ul style="list-style-type: none"> ①採用した労働者に占める女性労働者の割合 ②男女別の採用における競争倍率 ③労働者に占める女性労働者の割合 ④係長級にある者に占める女性労働者の割合 ⑤管理職に占める女性労働者の割合 ⑥役員に占める女性の割合 ⑦男女別の職種または雇用形態の転換実績 ⑧男女別の再雇用または中途採用の実績 	<p>⑨男女の賃金の差異 (必須) *新設</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ①男女の平均継続勤務年数の差異 ②10事業年度前およびその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合 ③男女別の育児休業取得率 ④労働者の一月当たりの平均残業時間 ⑤雇用管理区分ごとの労働者の一月当たりの平均残業時間 ⑥有給休暇取得率 ⑦雇用管理区分ごとの有給休暇取得率

- ・「男女の賃金の差異」は、男性労働者の賃金の平均に対する女性労働者の賃金の平均を割合（パーセント）で示します。
- ・「全労働者」「正規雇用労働者」「非正規雇用労働者」の区分での公表が必要です。

「男女の賃金の差異」の情報公表のイメージ

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	XX.X%
正社員	YY.Y%
パート・有期社員	ZZ.Z%

付記事項 (例)

- ・対象期間：●●事業年度 (●年●月●日~●年●月●日)
- ・正社員：社外への出向者を除く。
- ・パート・有期社員：契約社員、アルバイト、パートが該当。
- ・賃金：通勤手当等を除く。

※小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表示。
 ※計算の前提とした重要事項を付記
 (対象期間、対象労働者の範囲、「賃金」の範囲等)

**自社の実情を正しく理解してもらうために『説明欄』を有効活用しましょう
「男女の賃金の差異」以外の情報を任意で追加的に公表できます**

- ・ 求職者等に対して、比較可能な企業情報を提供するという目的から、「男女の賃金の差異」は、すべての事業主が共通の計算方法で数値を公表する必要があります。
- ・ その上で、「男女の賃金の差異」の数値だけでは伝えきれない自社の実情を説明するため、事業主の任意で、**より詳細な情報や補足的な情報**を公表することもできます。
- ・ 自社の女性活躍に関する状況を、求職者等に正しく理解してもらうためにも、『説明欄』等を活用し、追加的な情報の公表をご検討ください。

任意の追加的な情報公表の例

自社における男女間賃金格差の背景事情がある場合に、追加情報として公表する。
例えば、女性活躍推進の観点から、女性の新卒採用を強化した結果、前年と比べて相対的に賃金水準の低い女性労働者が増え、男女賃金格差が前事業年度よりも拡大した、など。

より詳細な雇用管理区分（正規雇用労働者を正社員、勤務地限定正社員、短時間正社員に区分する等）での男女の賃金の差異や、**属性（勤続年数、役職等）が同じ**男女労働者の間での賃金の差異を、追加情報として公表する。

契約期間や労働時間が相当程度短いパート・有期労働者を多数雇用している場合に、次のような方法で男女の賃金の差異を算出し、追加情報として公表する。

- ・ 正社員、パート・有期労働者それぞれの賃金を**1時間当たりの額に換算する**

時系列で男女の賃金の差異を公表し、複数年度にわたる変化を示す。

- 情報公表の際は、厚生労働省が運営する「女性の活躍推進企業データベース」をご活用ください。

URL : <https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>



- 「男女の賃金の差異」の情報公表に関する詳細を含め、女性活躍推進法の詳細は、厚生労働省ウェブサイト（女性活躍推進法特集ページ）をご覧ください。

URL : <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>



- 一般事業主行動計画の策定等については、最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）までお問い合わせください。

お問い合わせ先

都道府県労働局 雇用環境・均等部（室） 受付時間8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	東京	03-3512-1611	滋賀	077-523-1190	香川	087-811-8924
青森	017-734-4211	神奈川	045-211-7380	京都	075-241-3212	愛媛	089-935-5222
岩手	019-604-3010	新潟	025-288-3511	大阪	06-6941-8940	高知	088-885-6041
宮城	022-299-8844	富山	076-432-2740	兵庫	078-367-0820	福岡	092-411-4894
秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7218
山形	023-624-8228	福井	0776-22-3947	和歌山	073-488-1170	長崎	095-801-0050
福島	024-536-4609	山梨	055-225-2851	鳥取	0857-29-1709	熊本	096-352-3865
茨城	029-277-8295	長野	026-227-0125	島根	0852-31-1161	大分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐阜	058-245-1550	岡山	086-225-2017	宮崎	0985-38-8821
群馬	027-896-4739	静岡	054-252-5310	広島	082-221-9247	鹿児島	099-223-8239
埼玉	048-600-6210	愛知	052-857-0312	山口	083-995-0390	沖縄	098-868-4380
千葉	043-221-2307	三重	059-226-2318	徳島	088-652-2718		

INFORMATION

業務改善助成金のご案内



詳しくはこちら！

業務改善助成金（通常コース）は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。是非ご活用ください。

徳島県最低賃金改正前のご利用がおすすめです！

令和4年度 業務改善助成金（通常コース）のご案内

『業務改善助成金（通常コース）』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

賃金引上げ



設備投資等



設備投資等に要した費用の一部を助成

詳しくはHPをご覧ください！

業務改善助成金

検索



概要

※申請期限：令和5年1月31日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率（※1）	
30円コース	30円以上	1人	30万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ①事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 （※2） 【徳島県の場合】 ・最低賃金改正前 824円から854円 ・最低賃金改正後 855円から885円 （R4.10.6改正） ②事業場規模 100人以下	【事業場内最低賃金 870円未満】 9 / 10	
		2～3人	50万円			
		4～6人	70万円			
		7人以上	100万円			
10人以上	120万円					
45円コース	45円以上	1人	45万円			【事業場内最低賃金 870円以上】 4 / 5 生産性要件を満たした場合は 9 / 10 （※3）
		2～3人	70万円			
		4～6人	100万円			
		7人以上	150万円			
60円コース	60円以上	1人	60万円			
		2～3人	90万円			
		4～6人	150万円			
		7人以上	230万円			
90円コース	90円以上	1人	90万円			
		2～3人	150万円			
		4～6人	270万円			
		7人以上	450万円			
		10人以上	600万円			

（※1）令和4年9月1日から助成率が引き上げられました。

（※2）賃金引き上げを徳島県最低賃金の発効日以後に行う場合は、改正後の徳島県最低賃金額を上回る事業場内最低賃金を基礎として、各コースに定められた額以上の引き上げを行う必要があります。

（※3）ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

○ 助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

▼ 業務改善助成金のお問い合わせ先 ▼

業務改善助成金コールセンター 0120-366-440
（受付時間：平日8：30～17：15）

▼ 業務改善助成金の申請先 ▼

徳島労働局 雇用環境・均等室 088-652-2718

多様な働き方の実現に向けて専門家を派遣します

多様な働き方の導入に課題を抱える事業者には、社会保険労務士、中小企業診断士等を派遣し、問題点を洗い出し、助言を行います。オンライン相談も可能です。

詳細はこちら



令和4年度 徳島県 多様な就労機会創出支援事業

多様な就労機会創出支援

専門家派遣

「良質な雇用」を支援します。

- 先着 40社
- 無料
- オンライン可能

今、こんな状況ではありませんか？

- ・多様な働き方の実現に向けて、何から手をつけたいのかわからない
- ・自社に合ったアドバイスをもらいたい
- ・他企業ではどのような取り組みをしているのを知りたい

多様な働き方の導入に課題を抱える事業者には**社会保険労務士、中小企業診断士等を派遣**し、企業ごとに問題点を洗い出し、助言を行います。

主な相談の内容



- ・就業規則などの制度整備
- ・ワーク・ライフ・バランス(WLB)の改善
- ・年功主義によらない評価制度の導入
- ・雇用慣行の見直し
- ・WLB等の促進に向けた管理職のマネジメント 等



対象 徳島県内に事業所を有する企業の経営者や人事労務担当者

申込方法



インターネットから ▶ https://anabuki-cs.jp/acs-ed/tokushima_expertthaken



主催



徳島県事業委託事業者



徳島県吹カレッジサービス 〒770-0842 徳島県徳島市通町3-14



TEL:088-653-3179

担当 神田・服部

電話受付時間 9:30~17:30(※土日祝日は除く)

INFORMATION

確認しましょう。最低賃金。

徳島県の最低賃金

時間額

855 円

守ってね！最低賃金。



令和4年
10月6日から

徳島県最低賃金は、
県内で働く全ての労働者に適用されます。



チェックマン

下記の産業には 特定最低賃金 が適用されます

産業名	時間額(円)	適用除外される労働者 (徳島県最低賃金が適用されます)	効力発生日
造作材・合板・建築用 組立材料製造業	876	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務 ロ 木材の結束、包装、箱詰め又は手作業による木材の研磨の業務 (4) 繊維板製造業及び床板製造業に従事する者	令和3年 12月21日
はん用機械器具、生産 用機械器具、業務用機 械器具製造業	977	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務 ロ 玉軸受、ころ軸受製造業に係る業務のうち、切削くずの取り除き等の業務 (4) メリヤス針製造業、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業及び武器製造業に従事する者	令和4年 12月21日
電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器 具、情報通信機械器具 製造業	942	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務 ロ 手工具又は小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ及び巻線の業務 (4) 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業及び電球・電気照明器具製造業に従事する者	令和4年 12月21日



中小企業の最低賃金の引上げを支援！
業務改善助成金のご案内



「業務改善助成金」は、中小企業事業主が、生産性向上のための設備投資（機械設備、POSシステムの導入）などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部（最大600万円）を助成する制度です。

※徳島県は事業場内最低賃金が時間額 855 円以上 885 円以下、かつ、事業場規模 100 人以下が対象

お問い合わせ・相談先

- 最低賃金は
- 業務改善助成金は

徳島労働局労働基準部賃金室 (Tel 088-652-9165) 又は最寄りの労働基準監督署へ
徳島労働局雇用環境・均等室 (Tel 088-652-2718) 又は
徳島働き方改革推進支援センター (Tel 0120-967-951)へ



厚生労働省

徳島労働局

